

## 樺による五島列島活性化特区 [指定：平成24年7月、認定：平成25年3月]

正  
準

### I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(3.5+4.0) \div 2 = 3.8$

3.8

#### i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	自生樺林の活用促進と耕作放棄地への樺苗植栽による活用可能な樺林面積の拡大	131%	4
2	樺関連地場産業の振興	66%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 0 + 4 \times 1 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) \div 2 = 3.5$

3.5

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 評価指標1は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

#### ■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

#### ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.0

### II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(3.0+3.5+4.3) \div 3 = 3.6$

3.6

#### i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置(事項)

・路網の整備のための所有者不明土地への使用権の設定  
(規制所管府省(農林水産省)の評価(参考意見))

・路網の整備のための所有者不明土地への使用権の設定に当たっては、私有財産権に制約を課す行為であることを踏まえて規定されている森林法上の所定の手続に則って行われる必要がある。

専門家による評価の平均値

3.0

#### ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.5

#### iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.3

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

### Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

3.3

- ・財政支援措置について積極的に利用されており、また地域独自の取組みが多面的に展開されており、樫の島をキーワードとした地域振興への熱意が見て取れる。
- ・樫油の売上が伸びないのは、供給サイドの制約によるのか、需要がないことによるのかが判然としない。
- ・耕作放棄地対策について、指標の上では目標を下回っているものの樫林所有者と樫実収穫希望者とのマッチング、樫台帳の整備等の対策は講じられている。解消困難地域が後回しにされており、今後の進捗の度合いが注視される。所有権を確定できない土地については、何らかの抜本的な対策が必要であり、これは全国に共通する課題である。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.3

### 評価結果

I、II及びIIIを平均して算出  $(3.8+3.6+3.3)/3=3.6$

3.6

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。